

ブレグジットの「遅れ」とポピュリズム
—コモンウェルス立憲主義状況の背景に関する研究—

Brexit "Delay" and Populism
—A Study of the Background of *the Commonwealth Constitutionalism* Situation—

佐藤 潤一 (Sato Junichi)

本研究は科研費研究である「コモンウェルス諸国における立憲主義」の補助研究の側面を持つ。一部の研究は、2021年に発表した「人権総論の再検討」に反映させた（『大阪産業大学論集人文・社会科学編』42号77-112頁）（同論文は2022年3月に『憲法教育研究』と題した著書に収録されている（敬文堂刊行））。

2021年度の末期、2022年2月にロシアのウクライナ侵攻に伴い、イギリス内でも政権が変動しており、当時のジョンソン首相も後に辞任することになったため、イギリスにおける立憲主義状況に大きな影響を与えることになると思われた1998年人権法改正草案が審議されており、イギリスにおけるポピュリズムの表れの一環として研究に取り組んでいた。多数の文献・研究が政府から公表されているが、本研究にかかわるものとして、Independent Human Rights Act Review (IHRAR) by the Independent Human Rights Act Review Panel. 合計1000頁に及ぼんとするものでそのすべてを対象とするのは生産的ではない。またポピュリズムとのかかわりという側面は、特に The UK response to covid-19: use of scientific advice, First Report of Session 2019-21, House of Commons Science and Technology Committee (HC 136, 8 January 2021, by authority of the House of Commons) ; Study of Parliament Group, *Parliaments and the Pandemic* (January, 2021) など Covid-19に関する政府報告書および政府の委託研究が参考になる（あくまで挙げていのは一例にすぎず、関連する政府報告書は膨大である）。

研究を進めてはいるが2021年の10月初頭に個人的事情で研究に大幅な遅れが生じたため、これに関する論文公表は果たせていない。

Brexitの背景についてはVernon Bogdanor, *Beyond Brexit, Towards a British Constitution*, I.B. TAURIS, 2019が簡潔であるが2020年以降の事情は出版年からして反映されていない。イギリス憲法学のこれまでの研究状況、判例状況とのかかわりについて、Harry Potter, *Law, Liberty and the Constitution, A brief History of the common law*, Boydell Press, 2015およびNarj Elliott, Jack Williams and Alison L Young, *The UK Constitution after Miller*, Hart Publishing, 2018が参考になった。

政治的背景、本研究の目的であるポピュリズムについてはそもそも2000年代初頭からのヨーロッパ全体の政治的傾向と無縁ではない。しかし、なによりもそもそもBrexitにおいて離脱賛成票が若干であるが上回るようになった要因として多くの研究者が世代的要因を挙げており、また結局いわゆるハード・ブレグジットにならざるを得なかった

ため、アイルランドとの国境問題、移民労働者問題などは問題として残されているといえる（池本大輔「第3章イギリス——強硬離脱の原因とその帰結」令和元年度外務省外交・安全保障調査研究事業『混迷する欧州と国際秩序』令和2年3月、https://www2.jia.or.jp/pdf/research/R01_Europe/03-ikemoto.pdf）。

いずれにせよ、とくにイギリス憲法における人権保障、とくに私法保障とのかかわりを制度面に絞って、2023年中に研究をまとめたい。現在イギリス公法研究者と著書の出版を進めており、ジョンソン政権の立憲主義の功罪について研究をまとめる予定がある（本の出版計画は2024年3月ごろであるが原稿提出予定日は2023年中）。